

2020年3月5日

各位

上場会社名 株式会社アマガサ
 (JASDAQ・コード3070)
 本社所在地 東京都台東区浅草六丁目36番2号
 代表者 代表取締役社長 永井 英樹
 問合せ先 取締役経営企画担当 鈴木 親
 電話番号 (03) 3871-0111 (代表)
 (URL <http://www.amagasa-co.com/>)

新株予約権の行使に関するお知らせ

2020年1月31日付「第三者割当により発行される第1回新株予約権の発行に関するお知らせ」にてお知らせいたしました、当社第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）につきまして、本日、割当先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）及び株式会社ストライダーズ（以下、「ストライダーズ社」といいます。）により下記の通り行使されましたのでお知らせいたします。

また、かかる本新株予約権の行使に関連して、2020年1月31日付「第三者割当により発行される第1回新株予約権の発行に関するお知らせ」においてお知らせした事項（具体的には、本新株予約権の行使に関するマイルストーン社及びストライダーズ社との間の合意内容、並びに割当先の保有方針）について一部変更が生じておりますので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 行使内容

①本新株予約権の名称	株式会社アマガサ第1回新株予約権
②行使日	2020年3月5日
③行使価額	1株当たり264円
④行使新株予約権個数	1,150,000個 このうちマイルストーン社 600,000個 ストライダーズ社 550,000個
⑤交付株式総数	1,150,000株 このうちマイルストーン社 600,000株 ストライダーズ社 550,000株
⑥行使価額総額	303,600,000円
⑦未行使残存個数	2,350,000個 このうちマイルストーン社 700,000個 ストライダーズ社 1,650,000個
⑧未行使残存額	620,400,000円
⑨行使期間	2020年2月17日から2022年2月16日（但し、2022年2月16日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）まで

2. 今回の行使による発行済株式総数及び資本金の推移

行使前の発行済株式総数	1,920,000株	(行使前の資本金の額 308,100,000円)
行使による増加株式数	1,150,000株	(増加する資本の額 152,375,000円)
行使後の発行済株式総数	3,070,000株	(行使後の資本金の額 460,475,000円)

3. 行使に関する合意内容の一部変更について

2020年1月31日付「第三者割当により発行される第1回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載の通り、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社及びストライダーズ社は2020年1月31日付「新株予約権の行使に関する合意書」に基づき、当社がすべての取引金融機関との間で借入金の返済を2021年4月末まで猶予する旨の返済条件変更の合意書を締結することを条件に、両社合計で2020年3月6日までに当社創業家である支配株主の持株数と同等の1,000,000株まで一度に行使することに合意しておりました。しかしながら、借入金の返済を2021年4月末まで猶予する旨の返済条件変更の合意には至らず、現状では、一部の借入金は今月20日または来月20日まで返済を猶予され、それ以外の借入金については延滞の状態を維持しつつ、全ての借入金について数か月から半年程度返済を猶予してもらえるように協議を重ねております。そして、この協議の過程において、当社並びにマイルストーン社及びストライダーズ社として、先行して本新株予約権を行使し、これによって得られた資金をもって、いち早く業績改善に取り組むほうが、いずれの取引先金融機関からも、より確実にすべての借入金の返済を数か月から半年程度猶予していただけることを見込まれるとの判断に至りました。

このような状況を踏まえ、当社、マイルストーン社及びストライダーズ社は、本日付で、「新株予約権の行使に関する合意書」の一部変更に関する覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結し、2020年3月5日にマイルストーン社600,000個、ストライダーズ社550,000個の本新株予約権を行使する旨を合意し、かかる本新株予約権の行使がなされるに至っております。このように、当初予定していた1,000,000個を超える1,150,000個の本新株予約権を当初行使として行使して頂くこととなりましたが、これにより、POSレジ、動線分析システム、SNSを通じて顧客にコーディネート提案を配信する接客サービスシステムの導入を当初の想定よりも早期に進めていく予定です。

4. 割当先の保有方針の一部変更について

マイルストーン社は、2020年1月31日付「第三者割当により発行される第1回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載の通り、基本的には純投資を目的とするものの、当初行使によって取得する株式については長期保有することを「新株予約権の行使に関する合意書」によって合意しておりました。今回、「新株予約権の行使に関する合意書」において合意した条件が未成就である中で当初行使を行っていただくことを踏まえ、本覚書において、同社が当初行使により取得する600,000株については、2020年4月に開催予定の当社定時株主総会后、当社の営業キャッシュ・フローや株価の推移を見ながら順次市場にて売却することを承諾しております。

なお、「新株予約権の行使に関する合意書」において、本新株予約権の当初行使により発行された株式について2020年4月に開催予定の定時株主総会における議決権を付与することとしていたところ、本覚書においては、本覚書に基づく行使にかかる当初行使として取り扱うことに合意しておりますので、当該行使により発行された株式1,150,000株について議決権付与を行う予定です。詳細は2020年3月5日付「基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ」をご参照ください。

以上